

事業目的

住居を持たない(喪失した)生活困窮者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所、食事等の提供を行うことにより自立した生活を支援するため、生活困窮者自立支援法に規定する一時生活支援事業を実施する。

対象者

静岡県郡部に在住(森町、吉田町、川根本町、長泉町、清水町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町)の生活困窮者等であって、在住する地域の自立相談支援事業所が支援決定した方。

利用期間

原則として15日以内を上限とします。但し自立相談支援事業所が必要性を判断した場合には、延べ30日以内で延長することが可能です。

利用料金及びサービス

宿泊費及び食費、水道光熱費は無料です。

必要に応じて、サービス利用期間中の健康状態の確認や各種生活相談等を実施します。

